

HOUSE REGULATIONS

ご利用規則

ホテルの公共性と安全性を確保し、かつ快適にご滞在いただくため、当ホテルをご利用のお客様には宿泊約款第10条に基づき、下記の規則をお守りいただくようお願いいたします。この規則で定められた事項をお守りいただけない場合は、宿泊約款第7条により、ご宿泊またはホテル内の諸施設のご利用をお断り申しあげ、場合によっては責任をお取りいただくこともございますので、特にご留意ください。

記

[火災予防上お守りいただきたい事項について]

- (1) ホテル内に暖房用、炊事用などの火器やアイロンなどを持ち込み、ご使用にならないでください。
- (2) 喫煙場所以外での喫煙はご遠慮ください。
- (3) その他、火災の原因になるような行為をなさらないでください。

[保安上お守りいただきたい事項について]

- (4) ご滞在中、お部屋から出られる際は、施錠をご確認ください。
- (5) フロントへお預けになられたカードキーをお受け取りの際は、必ず宿泊カードをご提示ください。
- (6) ご在室中や、特にご就寝の際は、必ずドアの内鍵とドアフックをおかけください。来訪者があった際は、不用意に開扉なさらず、必ずドアスコープでご確認ください。万一、不審者と思われる場合は、電話でフロントへご連絡ください。
- (7) ご訪問客と客室内でのご面会はご遠慮ください。

[お支払い・その他について]

- (8) ご宿泊の際、ご到着時にお預り金を申し受けることができますのでご了承ください。
- (9) ご宿泊中にご請求申しあげます場合は、ご面倒ながらそのつどお支払いください。
- (10) お部屋から館外へ電話をおかけになる場合は、施設利用料(30%)を加算させていただいておりますので、ご了承ください。
- (11) ホテル内のレストラン、バーなどをご署名によって利用される場合は、必ず客室の鍵または宿泊カードをご提示ください。
- (12) ホテル内売店でのお買物、飛行機、観光バス等の切符代、タクシー代、郵便切手、お荷物送料等の立替はいたしておりません。
- (13) お勘定は5日毎にお支払いください。5日以内で50,000円を超えた場合は、ホテルから請求があった際にお支払いください。
- (14) ご予定宿泊日数を変更なさる場合は、フロントに予めご連絡ください。
- (15) ご予定宿泊日数を延長なさる場合は、延長以前のお勘定をお支払いください。

[貴重品、お預り品のお取り扱いについて]

- (16) ご滞在中の現金・貴重品は、客室備え付けの金庫(無料)をご利用いただくか、フロントへお預けいただけますようお願い申し上げます。

- (17) お預かりの洗濯物やお忘れ物の保管は、法令に基づいてご出発後1週間までとさせていただきます。また、クロークでのお預かり物の保管が3ヵ月以上に渡る場合は、所轄の警察署へその物品の処分についてはゆだねます。

[おやめいただきたい行為について]

- (18) ホテル内に、他のお客様のご迷惑になるようなものをお持ち込みにならないでください。
 - (ア) 犬、猫、小鳥、その他の動物、ペット類。
 - (イ) 不潔なもの、悪臭を発するもの。
 - (ウ) はなはだしく多量な物品。
 - (エ) 火薬または揮発油など、発火あるいは引火しやすいもの。
 - (オ) 法により所持を許可されていない銃砲、刀剣類など。
- (19) ホテル内で、賭博や風紀・治安を乱すような行為をなさらないでください。
- (20) 大声、放歌や喧騒な行為、またテレビの音量を大きくするなど、他人に嫌悪感を与えたり、迷惑を及ぼす行為はおやめください。
- (21) 廊下やロビーに所持品を放置なさらさないでください。
- (22) ホテル外から飲食物の出前をお取りにならないでください。
- (23) 客室やロビーを事務所・営業所など宿泊以外の目的に利用になることはご遠慮ください。
- (24) ホテル内で許可なく、他のお客様に広告、宣伝物を配布したり、物品の販売をなさらないでください。
- (25) ホテル内の施設、備品を目的以外の用途に使用なさらさないでください。
- (26) 客室内の諸設備、備品などを移動なさらさないでください。
- (27) ホテルの外観を損うような物を窓側に陳列なさらさないでください。
- (28) ホテルの建築物や設備に異物を取り付けたり、現状を変更するような加工をなさらないでください。
- (29) ホテルの建物等、諸設備の損傷、紛失については実費を申し受けます。
- (30) 宿泊登録をされていない方はご宿泊いただけません。また、登録後にご宿泊人数が変更になる場合は、必ずフロントまでご連絡ください。
- (31) 未成年者のみのご宿泊は、特に保護者の許可のない限りお断りいたします。
- (32) ホテル内で撮影した写真及び映像を許可なく営業上の目的で公にされることは法的措置の対象となることがあります。
- (33) ガウン、スリッパ等にて廊下、ロビー等客室以外の施設をご利用にならないでください。
- (34) 館内の全施設におきまして、ワンポイントファッションタトゥーを含む全てのタトゥー(刺青)の露出はご遠慮願います。
- (35) ホテル内の全客室及び各施設は禁煙となっております。各階に喫煙コーナーを設けておりますので、喫煙時にはそちらをご利用ください。

ACCOMMODATION CONTRACTS

宿泊約款

(適用範囲)

第1条

- 1 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとし、
- 2 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとし、

(宿泊契約の申し込み)

第2条

- 1 当ホテルに宿泊契約の申し込みをされる方は、次の事項を当ホテルにお申し出ください。
 - (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金 (原則として別表第1の基本宿泊料による)
 - (4) その他、当ホテルが必要と認める事項
- 2 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルはその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

第3条

- 1 宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとし、ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- 2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間 (3日を超えるときは3日間) の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までにお支払いいただきます。
- 3 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 4 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指示した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとし、ただし、申込金の支払い期日を指定するにあたり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする場合)

第4条

- 1 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは契約の成立後、同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
- 2 宿泊特約の申し込みを承諾するにあたり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

- 第5条 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - (イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団 (以下「暴力団」という。)、同条第2条第6号に規定する暴力団員 (以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - (ロ) 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - (ハ) 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
- (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (9) 沖縄県旅館業法施行条例第5条の規定する場合に該当するとき。

(注) 上記の法第5条例で定める理由は、次の各号に掲げる通りとする。

- (イ) 宿泊しようとする者が泥酔し、または言動が著しく異常で、他の宿泊者に迷惑をかけるおそれと認められるとき。
- (ロ) 宿泊しようとする者が、身体または衣服等が著しく不潔であるために、他の宿泊者に迷惑をかけるおそれと認められるとき。

(宿泊客の契約解除権)

第6条

- 1 宿泊客は、当ホテルに申し出て宿泊契約を解除することができます。
- 2 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部または一部を解除した場合 (第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払い期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます) は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるにあたって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。
- 3 宿泊客が当ホテルに連絡しないで宿泊日当日の午後8時 (あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻) になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当ホテルの契約解除権)

第7条

- 1 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約を解除することがあります。

ACCOMMODATION CONTRACTS

宿泊約款

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、または同行をしたと認められたとき。
 - (2) 宿泊客が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - (イ) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - (ロ) 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - (ハ) 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
 - (3) 宿泊客が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (4) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (7) 沖縄県旅館業法施行条例第5条の規定する場合に該当するとき。
 - (8) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他、当ホテルが定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る)に従わないとき。
- 2 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊規約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊の登録)

第8条

- 1 宿泊客は宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
 - (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業。
 - (2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日。
 - (3) 出発日及び出発予定時刻。
 - (4) その他、当ホテルが必要と認める事項。
- 2 宿泊客が第12条の料金の支払いを旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、前項の登録時にそれを呈示していただきます。

(客室の使用時間)

第9条

- 1 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後2時から翌朝11時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
- 2 当ホテルは前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
 - (1) 14:00までは、室料金の30%
 - (2) 17:00までは、室料金の50%

(利用規則の遵守)

第10条

宿泊客は当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

第11条

- 1 当ホテルの主な施設の営業時間は次のとおりとし、その他施設の詳しい営業時間は備え付けのパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクター等でご案内いたします。
 - (1) フロント・キャッシャー等サービス時間：
 - (イ) 門限 _____ なし
 - (ロ) フロントサービス _____ 24時間
 - (ハ) エクスチェンジサービス _____ 24時間
- 2 前項の時間は、シーズンの状況等により変更することがあります。その場合には、適切な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

第12条

- 1 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。
- 2 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨または当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等に代わり得る方法により、宿泊客の出発の際または当ホテルが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
- 3 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申し受けます。

(当ホテルの責任)

第13条

- 1 当ホテルは宿泊契約及びこれに関連する契約の履行にあたり、またはそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
- 2 当ホテルは消防機関から防火基準点検済証交付を受領しておりますが、万一の火災等に対処す

(契約した客室の提供がないときの取扱い)

第14条

- 1 当ホテルは宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
- 2 当ホテルは前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料は支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第15条

- 1 宿泊客がフロントにお預けになった物品または現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価格の明示を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルは15万円を限度としてその損害を賠償します。
- 2 宿泊客が、当ホテル内にお持ち込みになった物品または現金並びに貴重品であってフロントにお

ACCOMMODATION CONTRACTS

宿泊約款

預けにならなかったものについて、当ホテルの故意または過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、宿泊客が種類及び価格の明示のなかったものについては、当ホテルに故意または重大な過失がある場合を除き15万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第16条

- 1 宿泊客の手荷物が宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際にお渡します。
- 2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物または携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは当該所有者に連絡するとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合または所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。
- 3 前2項の場合における宿泊客の手荷物または携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。

(駐車責任)

第17条

宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両キーの委託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理にあたり、当ホテルの故意または過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに応じます。

(宿泊客の責任)

第18条

宿泊客の故意または過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

(別表第1)

宿泊料金等の内訳 (第2条第1項及び第12条第1項関係)

		内 訳
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	①基本宿泊料 (室料 (又は室料+朝食料)) ②サービス料 (①×10%)
	追加料金	③飲食代 (又は追加飲食 (朝食以外の飲食料)) 及び その他の利用料金 ④サービス料 (③×10%)
	税金	⑤消費税 (地方消費税を含む)

備 考

- 1 基本宿泊料はタリフに掲示する料金表によります。
- 2 子供料金は12歳未満に適用し、大人に準じる食事と寝具を提供したときは大人料金の70%、子供用食事と寝具を提供したときは50%、寝具のみを提供したときは30% をいただきます。

(別表第2)

違約金 (第6条第2項関係)

取消日	予約人数			
	1名～14名	15名～30名	31名～100名	101名～
不泊	100%	100%	100%	100%
当日	100%	100%	100%	100%
前日	50%	50%	80%	80%
2日前	30%	30%	50%	50%
3日前	30%	30%	30%	50%
5日前	—	30%	30%	30%
6日前	—	—	20%	30%
7日前	—	—	20%	30%
8日前	—	—	10%	15%
14日前	—	—	10%	15%
15日前	—	—	—	10%
30日前	—	—	—	10%

(注) 1 %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。

- 2 連泊予約における[全部] 取消について
連泊予約において、全ての宿泊を同時に取消した場合、それぞれの宿泊日ごとに、「別表第2」に基づく取消料がかかります。
- 3 連泊予約における[一部宿泊数] 取消について
連泊予約において、一部の宿泊日を取消した場合は、取消した日数にかかわらず、1日分の取消料がかかります。
取消料率の基準は取消した宿泊日の最初の日にかかる取消料率を適用します。
- 4 一部人員減少における取消料について
予約人数の一部について取消があった場合、予約人数にかかわらず、取消した人数に対して、「別表第2」に基づく取消料がかかります。
- 5 20時を過ぎても宿泊予約客未着の予約客室の取扱について
他のお客様に販売する場合があります。

IN THE EVENT OF AN EMERGENCY

非常時の場合

当ホテルは、防火建築基準にかなった設備を整えており、防火基準点検済証交付を受けておりますが、万一火災が発生した場合には、ただちに防災センターに表示され、自衛消防隊員が初期消火、避難誘導にあたります。

[お部屋に到着されたら]

- 入口ドア内側の緊急避難図で、非常口を2ヶ所以上ご確認ください。
- 非常口へは、どのお部屋からも2方向の避難路が用意されていますので、お確かめください。
- 懐中電灯はライティングデスク引き出しに備え付けてあります。
- なお、火の元については、くれぐれもご注意ください。

[火災を発見された場合には]

- すぐにフロント[9]へご連絡ください。
- 大声で周囲の人にも知らせてください。
- 消火する余裕がありましたら、消火器等で消火し、消火しきれないと判断したときは、直ちに避難してください。
- 煙または臭いなどで火災と思われる場合も、すぐにフロント[9]へ連絡してください。

[ホテル内で火災が発生した場合には]

- 非常放送により、火災の発生をお知らせします。
- ホテル従業員が安全な場所へ誘導しますので、落ちついて避難してください。

[避難される場合には]

- お部屋から外へ出る際は、ドアをお閉めになり、カードキーは必ずお持ちください。
- タオルを水で濡らし、鼻と口を覆ってください。
- 壁にそって姿勢を低くし、煙の反対方向の避難階段を選んで進んでください。
- 避難の際は、エレベーターは絶対に使用しないでください。
- 一度避難されてから、貴重品などを取りにお部屋に戻ることは、危険ですから絶対におやめください。

[火災で部屋から出られない場合には]

- 電話でフロント[9]へご連絡ください。
- 電話が通じない場合は、窓やベランダから大声で叫んだり、シーツや毛布を垂らしたりなどして外の人に知らせてください。夜間の場合には、懐中電灯を振って知らせてください。
- 濡れタオルやシーツでドアのすき間をふさぎ、救助を待つてください。

[地震が起きた場合]

- 館内放送の指示に従い、冷静に行動してください。
- 客室のドアを開けて避難路を確保してください。
- 窓ガラスから離れてください。
- 落下物に注意し、頭を防護してください。
- 電気器具のプラグをはずしてください。
- エレベーターは絶対に使用しないでください。

Our hotel has been built, equipped, inspected and approved in accordance with fireproof construction standards. In the event a fire does occur, our dedicated emergency control center will dispatch firefighters immediately to extinguish the fire and guide you to a safe location.

Upon Your Arrival

- Review the map affixed to your room door and confirm the location of at least two emergency exits.
- Familiarize yourself with the two separate emergency routes leading from your room.
- Take a moment to locate the flashlight stored either at the drawer in desk of your room.
- Observe our fire precaution guidelines.

Should You Discover a Fire

- Press [9] to reach the Front Desk immediately.
- Shout "Fire!" to inform others.
- If the situation allows, use the fire extinguisher. If not, evacuate the premises immediately.
- When you see smoke or smell something burning press [9] to notify the Front Desk immediately.

Emergency Announcements

- An emergency announcement will alert you to the presence of a fire in the hotel.
- Hotel employees will conduct you to a safe place. Please remain calm and follow their instructions.

Evacuating the Building

- When leaving your room, close the door firmly behind you and be sure to take your key card.
- Cover your nose and mouth with wet towels.
- When you see smoke, stay low against the wall and proceed to an emergency exit in the opposite direction.
- Never use elevators during a fire.
- DO NOT return to your room for personal belongings.

When You Are Unable to Exit from Your Room

- Press [9] to contact the Front Desk by telephone.
- If you are unable to make contact by telephone, signal for help from your window or veranda by shouting, waving a sheet or blanket, or, at night, using the flashlight.
- Seal the doorsill and any openings with wet towels or sheets and wait for assistance to arrive.

- Remain calm. Follow instructions broadcast through the hotel's public address system.
- Open the door to your room to secure an escape route.
- Keep away from windows, as there may be danger of flying glass.
- Protect your head from falling objects.
- Please unplug electrical equipment.
- Never use elevators to evacuate in an emergency.